

平成20年（行ウ）第599号 公文書不開示決定処分取消等請求事件

原 告 崔鳳泰ほか10名

被 告 国

2009（平成21）年5月19日

証 拠 説 明 書 （ 3 ）

東京地方裁判所民事第2部 E係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士	東	澤	靖
同	川	口	和 子
同	二	関	辰 郎
同	小	町	谷 育 子
同	魚	住	昭 三
同	古	本	晴 英
同	張	界	満

甲号証 番 号	標 題 (原本・写の別)	作 成 者 作成年月日	立 証 趣 旨
100	「情報公開法制の確立に関する意見」	写 行政改革委員会 1996.12.16	「情報公開法要綱案」及び「情報公開法要綱案の考え方」の内容。情報公開法の重要な立法資料において、法5条3号、4号の場合も、行政文書は開示が原則であって、開示は行政機関の長の義務であるという基本的枠組みが採用されていること等
101 の1	行政文書開示決定通知書	写 総務大臣 2007.10.5	甲101の2～4が情報公開法の立法過程における内閣法制局関連資料であること
101 の2	説明結果概要	写 総務省 1997.3.17	情報公開法の立法過程で総務省と内閣法制局が行った議論の内容
101 の3	情報公開法案(素案)	写 同上	同上
101 の4	情報公開法案検討用素案からの変更点について	写 同上	同上
101 の5	情報公開法要綱案(中間報告修正用検討資料)	写 同上	同上
102	第145回国会参議院総務委員会議事録(国会会議録検索システム上のデータ抜粋)	写 参議院 1999.3.11	法5条3号、4号の不開示事由について、主張立証責任が行政機関の側にあると政府が解釈していること
103	「情報公開の源流－30年原則とICA」	写 小川千代子 1996.11	外交文書の30年公開原則は、1968年に開催されたICA(国際文書館評議会－日本の国立公文書館は1972年に加入)の第6回大会の決議・勧告・要望で言及され、今日では世界各国における外交文書公開のひとつの目安となっているものであること

104	「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」～今、国家事業として取り組む～(公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告)	写	公文書管理の在り方等に関する有識者会議 2008.11.4	2009年の第171回国会に提出されている「公文書等の管理に関する法律案」の基礎となった公文書管理の在り方等に関する有識者会議の最終報告においても、「相当期間が経過した文書の公開ルールの在り方について、一般的に時の経過とともに不開示とすべき事由は減っていくものであることや、国際的動向・慣行（1968年ICA（国際公文書館会議）マドリッド大会において決議された、利用制限は原則として30年を超えないものとすべきとする「30年原則」等）を踏まえたものとする。」とされていること
105	大統領命令12985号セクション3.3(b)	写	合衆国政府 (原文及び抄訳：抄訳は原告代理人東澤靖) 2003.3.28	米国で採用されている自動的な秘密指定解除の内容
106	答申書	写	情報公開審査会 2001.8.10	外務省が採用している外交文書記録公開制度の概要
107	「韓日条約締結秘話」からの抜粋	写	李東元 (PHP研究所) 1997.12.30	韓国李東元外務部長官(当時)が昭和天皇に拝謁した際の状況の概要および昭和天皇と李長官との具体的なやり取りの内容など
108	答申書	写	情報公開・個人情報保護審査会 2002.9.20	昭和20年9月27日以降に行われた昭和天皇とマッカーサー最高司令官の会見に係る記録等に対する開示請求に関し、全部を不開示とした決定がなされた事案について、第5条1号、3号に基づく不開示決定に対し、不開示決定が相当でないと判断して開示すべきとした旨の情報公開・個人情報保護審査会の答申